第五級

一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの
二　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
三　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
四　一上肢を手関節以上で失ったもの
五　一下肢を足関節以上で失ったもの
六　一上肢の用を全廃したもの
七　一下肢の用を全廃したもの
八　両足の足指の全部を失ったもの

第六級

一　両眼の視力が〇・一以下になったもの
二　咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に著しい障害を残すもの
三　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
四　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
五　脊柱（せきちゅう）に著しい変形又は運動障害を残すもの
六　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
七　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
八　一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの

第七級

一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの
二　両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
三　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
四　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
五　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
六　一手の母指を含み三の手指を失ったもの又は母指以外の四の手指を失ったもの
七　一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの
八　一足をリスフラン関節以上で失ったもの
九　一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
十　一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
十一　両足の足指の全部の用を廃したもの
十二　外貌（ぼう）に著しい醜状を残すもの
十三　両側の睾丸（こうがん）を失ったもの

第八級

一　一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの
二　脊柱（せきちゅう）に運動障害を残すもの
三　一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの
四　一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの
五　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
六　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
七　一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
八　一上肢に偽関節を残すもの
九　一下肢に偽関節を残すもの
十　一足の足指の全部を失ったもの

第九級

一　両眼の視力が〇・六以下になったもの
二　一眼の視力が〇・〇六以下になったもの
三　両眼に半盲症、視野狭窄（きょうさく）又は視野変状を残すもの
四　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
五　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
六　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に障害を残すもの
七　両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
八　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
九　一耳の聴力を全く失ったもの
十　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
十一　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
十二　一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの
十三　一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの
十四　一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの
十五　一足の足指の全部の用を廃したもの
十六　外貌（ぼう）に相当程度の醜状を残すもの
十七　生殖器に著しい障害を残すもの

第十級

一　一眼の視力が〇・一以下になったもの
二　正面視で複視を残すもの
三　咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に障害を残すもの
四　十四歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの
五　両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
六　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
七　一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの
八　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
九　一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
十　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
十一　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの